

令和4年度 第2回
東京都動物由来感染症検討会
会議録

令和5年2月27日
東京都福祉保健局

(午後13時58分 開会)

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは皆様おそろいになりましたので、2分ほど早いんですけども始めさせていただこうと思いますが、委員の皆様、一旦カメラオンにできますでしょうか。ありがとうございます。

では、冒頭だけカメラを入れてご挨拶だけさせていただきたいと思います。

それでは、ただいまから令和4年度第2回東京都動物由来感染症検討会を開会させていただきます。委員の皆様、大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私、会場でいうところにおりますが、環境保健衛生課動物愛護推進担当課長代理の鮫田でございます。本日よろしくお願いたします。

本日は、中村委員につきましては所用により残念ながらご欠席とのご連絡を受けております。また、佐藤委員ですけれども、このたび委員の退任の申出がありました。本日の検討会は、代理として東京都獣医師会より高藤様にご出席をいただいております。手続が完了次第、高藤様には委員にご就任いただく予定となっております。高藤様よろしくお願いたします。

○高藤委員 よろしくお願いたします。初めまして、東京都獣医師会で理事をしております高藤と申します。私、ふだんは町田市の高ヶ坂というところで小動物の臨床医をしております。どうぞよろしくお願いたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 よろしくお願いたします。委員の皆様、ありがとうございます。

それではカメラとマイクをオフにさせていただいて大丈夫です。それでは本日の会議についてご案内いたします。

本日は、Microsoft TeamsによるWeb開催となっております。

あらかじめ、本日の資料はメールや郵送でお送りしてございます。議事次第、資料一覧、委員名簿について、不足等ございませんでしょうか。

それから、会議中ですけれどもマイクは基本オフにさせていただいて、ご発言いただく際にはマイクとカメラをオンにすると共に、手を挙げるボタンなどでお示しいただきますとお声がけしやすいかと思っておりますので、ご協力よろしくお願いたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、貞升座長にお願いたします。

○貞升座長 座長を仰せつかっております、健康安全研究センターの貞升でございます。よろしくお願いたします。

それでは議事に入らせていただく前に、この会の運営について再度事務局からご説明をよろしくお願いたします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それではご説明いたします。本検討会は原則として公開になります。また、資料及び議事録でございますが、こちらについても原則公開することとなっております。あらかじめご承知おきいただきたいと思います。また、この

会議についてはホームページにて会議の案内を告知させていただいております。なお、本日は傍聴される方はいらっしゃいません。以上になります。

○貞升座長 ありがとうございます。それでは早速議事に入らせていただきたいと思います。

本日の議題1、「令和4年度動物由来感染症調査実施結果について」（1）から（4）までの事項について、事務局からの報告を受け、皆様方からご意見を頂戴したいと思います。

では、事務局から調査結果についてご説明をよろしくお願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは私から資料に沿って説明させていただきます。

令和4年度第一種動物取扱業（種別「販売」）における動物由来感染症調査結果のうち、販売業の結果についてまずご説明させていただきます。販売業の結果をまとめた資料1-1をご覧ください。

こちらが都内の第一種動物取扱業者に対して、目的ですけれども、自主管理導入の動機付けですとか、動物由来感染症の発生予防などを目的として実施しております。

資料2の調査対象ですけれども、販売業者8施設を対象として、犬46頭、うち糞便検体が46検体、被毛が38検体、それから猫32頭、糞便30検体、被毛29検体、合計78頭について病原体保有実態調査を行いました。

調査実施期間については記載のとおりです。

4の検査項目及び検査方法ですけれども、まず、施設に対して動物の飼養状況についての聞き取り調査を行っております。それから病原体の保有状況調査につきましては、表1のとおりとなっております。

実施期間ですが、動物愛護相談センターが検体搬入などを行いまして、健康安全研究センターで検査を実施しております。

それから結果につきましては、まず、施設別の飼養管理状況の調査結果が表2になっております。管理動物の数としましては、数頭から数十頭まで様々となっております。犬猫以外の動物につきましては、施設Cでは米印1のとおりウサギ、ヒツジ、インコ類、爬虫類などがございます。それから施設Fにつきましては、ウサギ、インコ、トカゲ類などが一緒に施設にいる状況です。それから調査時点での体調異常の個体の有無につきましては、施設Fのところで米印に書いてありますが、風邪症状の犬猫がいて、いずれも治療中ということでした。それから施設Gにつきましても体調異常の個体につきましては、こちら咳症状ということで、いずれも検査時点で投薬治療中というような状況でした。それから表の一番下のところで、従業員の体調不良につきましては、いずれの施設もなかったというような状況でございます。

続きまして、次のページの病原体保有状況調査の結果のほうでございます。

表3が糞便検査の結果となっております。犬では46検体中、サルモネラ属菌が1検

体、毒素原性大腸菌が8検体、病原血清型大腸菌が3検体、ジアルジアが12検体、検出されました。

猫では30検体中、毒素原性大腸菌が1検体、ジアルジアが2検体から検出されております。

続きまして、表4が被毛の検査結果となっております。犬では38検体中、皮膚糸状菌が3検体から検出されました。

猫のほうですが29検体中、5検体から皮膚糸状菌が検出されております。

次のページですが、表5、表6では、施設別の検査結果となっております。表5の犬のほうですが、8施設全てで何らかの病原体が検出されております。ジアルジアにつきましては、施設D以外の7施設から検出されまして、遺伝子型につきましては、犬では遺伝子型のCとDが検出されております。

表6の猫の結果のほうですが、8施設中、4施設から病原体が検出されております。ジアルジアの遺伝子型につきましては、遺伝子型Fが検出されております。

それから、表6の下のところ少し記載をされておりますが、今回の検査対象の病原体ではありませんが、施設Cの犬猫の被毛検査において、アスペルギルス・フラバスが検出されました。

次に陽性個体への対応状況としましては、各施設において、かかりつけ獣医による診察、治療が行われています。また、アスペルギルスが検出された施設Cにつきましては、汚染環境下で確認される真菌ということのため、施設の清掃整備を併せて指導を行っております。

販売業の結果につきましては以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。販売業における検査結果で78頭の病原体の保有実態調査ということでサルモネラ、E T E C、E P E C、ジアルジア、被毛からは皮膚糸状菌等が検出されております。

施設ごとにある意味ばらついているような状況で、一部のところに固まっているという状況でもなさそうです。

ただいまのご説明に関しまして、ご質問、コメント等ございますでしょうか。どうぞ、村上先生。

○村上委員 すみません、お世話になっております。村上です。前回の会議の報告を課長会のほうでしたときにちょっとお尋ねを受けたんですけども、一つはこの8施設は毎回ランダムに選ばれているのかということと、あとこの糞便は分かるんだけど、被毛は何かその肛門周囲の被毛であるとか、そういう何か特定の部位があるのかってことを教えてください。

○貞升座長 では、事務局よろしく申し上げます。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 8施設につきましては、毎年変えて、ランダムというわけではないんですけども、販売業のうち8施設をピックアップをして、数ある業

者の中から、あまり小さくても頭数確保できなかつたりしますので、ある程度の規模があるところで、その中でも要は毎年同じところを検査するというよりは、毎年施設を変えながら行っているという状況でございます。

被毛なんですけど、特に決まった場所というわけではないです。肛門周囲とか、特定のところから取ってるわけではないですね。

○村上委員 分かりました。ありがとうございました。

○貞升座長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ、高藤先生。

○高藤委員 猫ちゃんのトキソプラズマの検査についてなんですけれども、集オーシスト法でされてるようなんですけれども、これ猫でオーシストが出ることって一生涯1回だけ、このタイミングでこの検査が、集オーシスト法を、便をもらって意味があるのかどうか、たまたまそのとき排出してないかもしれないし、どうなんだろう。今までこれが出たことがあるのかどうかということを、ちょっと初めて参加させていただいて、集オーシスト法でトキソプラズマの、今まで陽性というのがあったのかどうかというのを聞きたいんですけれども。

○貞升座長 鈴木課長のほうから、ご説明よろしくをお願いします。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科長 病原細菌研究科長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

猫の糞便からのトキソプラズマの検査は、確かに先生のおっしゃるように、ある一時しか排泄されないということで、これまで糞便検査でトキソプラズマが検出されたことは、東京都の本事業においてはございません。以上でございます。

○貞升座長 追加でご発言させていただきますと、恐らくは血液がいいのかなとは思うんですけれども、なかなか試料採取で血液を採取するというのが、恐らくハードルがちょっと高いのがあってこういうことになってると思うんですけれど、この点はそうですね。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 そうですね、ペットショップに任意の協力という形でいただいている、特に子犬、子猫辺りから取ってくるので、血液というのはちょっとなかなか取るのがハードルが高いので、血液を検体するというのはちょっと厳しい状況ではあります。

○高藤委員 確かに、ただこの便の調査をこう続けてくあれが、悪いことじゃないとは思いますが、なかなか確率、引っかかる率というのは低いのかなというような気がします。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科長 はい、ありがとうございます。

○貞升座長 ありがとうございます。貴重なご意見、また事務局、ご検討の折に加えていただければと思います。

ほかに何かご質問、コメント等ございますでしょうか。よろしいですか。また、後ほど振り返りでご質問でも構いませんので、では、一旦次の項目に移らせていただきます。それでは、次の調査についてご報告をよろしくをお願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 続きまして、展示業の結果をまとめました資料1-2をご覧ください。

こちらは、動物園などのふれあい展示施設におきまして、利用者に対するふれあい動物由来の感染症発生防止を図るために実施しているところです。

調査対象と検体数でございますが、今年度は1施設で調査を実施して、ヤギ3頭、ヒツジ5頭について検査を実施しております。

検査項目及び検査方法のところ、1か所ちょっと訂正がございます。お見せしている資料では分かりやすくしているんですけども、表1の腸管出血性大腸菌のところですけれども、E T E CになってしまっているのがE H E Cの間違いになりますので、修正をお願いいたします。申し訳ございません。

検査項目は、表のとおりとなっております。

続きまして、次のページに移ります。7の検査結果及び対応のところ、表2のとおり、ヤギ1検体、ヒツジ4検体から、腸管出血性大腸菌が検出されております。それからベロ毒素のほう、2検体でV T 1、3検体でV T 2が検出されているところです。薬剤感受性試験ですが、いずれの検体も検査した16薬剤、いずれも感受性を示しております。

今回の陽性の結果を受けまして、E H E C陽性となった5頭について、抗菌薬を5日間投与して、終了後に連続して2回の検査ということで再検査を実施しております。ここでまたちょっと1か所訂正でございますが、治療のほうは抗菌剤エンロフロキサシンを経口となってしまっているんですけども、皮下注射にて5日間の投与と整腸剤の経口投与を併用して行っております。

続きまして、施設の構造上、陽性となった個体の隔離というのが困難であったため、5月31日、最初の検査で陰性だった同居のヤギ及びヒツジについても再検査を実施して、そちらの結果については次のページにまとめておりますが、再検査につきましては、全て陰性という形になっております。

それから動物園の対応ですけれども、通常から手洗い場でのポスター掲示や消毒薬の設置等を行ってございましたが、引き続き動物の飼養管理・健康管理を徹底するように助言をして、今回の対応は終了という形になっております。

展示業の結果につきましては以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。展示業の動物由来感染症調査事業で、ヤギ3頭、ヒツジ5頭の計8頭のうち、ヤギ1頭、それからヒツジ4頭から腸管出血性大腸菌が出たというところでございます。V T 産生毒素を持っているということで、それに関しまして投薬を行い、陰性の確認ができたというところでございます。

何かご質問コメント等ございますでしょうか。

1点私のほうからよろしいですか。これO血清型はやってるのでしょうか。

○健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科研究員 O U Tです。

○貞升座長 ありがとうございます。O血清型を調べていただいて、後ほど詳細なご報告があるようですけれども、OUTということで、型別が分からないけれども、VT1もしくはVT2を持っているということでございます。いかがでしょうか、ご質問、コメント等ございますでしょうか。委員の皆さん。今岡先生どうぞ。

○今岡委員 今回、隔離をする場所がなかったの、最初に陰性であった個体についても再検査をしたということですが、できれば隔離をする場所があって隔離したとしても、最初の1回陰性のときに陽性のものと同居していたということであれば、やはり再検査はしておいたほうがいいのかと思います。ですから、今回の対応はよかったというふうに思いました。以上です。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 ありがとうございます。

○貞升座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。村上先生どうぞ。

○村上委員 すみません、EHECなんですけれども、人の場合や保健所の対応で無症状であった場合の抗菌剤投与は議論があるところで、普通は様子を見て陰性確認だけをするんですけれども、これはすみません私の不勉強で、獣医学の場合には投薬をするということで、この厚労省のガイドラインになっているということなんでしょうか。

○貞升座長 これは事務局からよろしく願います。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 治療につきましては、確かに村上委員のおっしゃるように無症状でというところで、様々あるんだろうとは思いますが、現状、厚労省の動物のガイドラインというよりは人のガイドラインで、多分、委員もご承知かもしれないんですけれども、腸管出血性大腸菌の治療のガイドラインという形で厚労省が示している、もちろん発症者だとは思いますが、それに沿った形、その対応を引用するような形で行っているところです。

○貞升座長 ありがとうございます。

○村上委員 分かりました。内科学でいつもそこ臨床の先生と非常にコメントいただくところなので、獣医学的にはどうなのかなとちょっと思った次第です。ありがとうございます。

○貞升座長 恐らくふれあい動物園ということでお子さんが触ることがあって、恐らく触った後にまた手を洗うということはかなりポスターとか作られているんですけども、出たときにはこういった対処をするってことで、数年前から始めているというところだと思います。もちろん薬剤の耐性の問題もあって、なかなか難しい問題あると思うんですけども、恐らくそういう対応だと思います。

○村上委員 分かりました。

○貞升座長 高藤先生、何かございますでしょうか。

○高藤委員 すみません、今、耐性のお話が出てたのであれなんですけど、やっぱりどうなのかなと僕もその辺が、症状がない、動物から結構抗生物質の耐性菌が出てるといふふうに言われてますので、症状がない子たちに抗生剤をどんどん、どんどんというか使

っていくのに関しては、いいのか悪いのかというのがちょっと疑問に感じます。

○貞升座長 ありがとうございます。これなかなか難しい問題で、もともと反芻獣は腸管出血性大腸菌を持っているというところもございますので、単なる隔離だけで済むっていうと過去にずっと出し続けるいう状況がありましたので、なかなか耐性の問題からするともちろん問題ではあるんですが、一応、ご意見は承っておいて、また今度の議論に加えさせていただきたいなと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。ではまた後ほどでも構いませんので、次にいきたいと思えます。

次の調査結果についてよろしくをお願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは続きまして、「令和4年度動物病院における動物由来感染症モニタリング事業結果（中間報告）」でございますが、資料2をご覧ください。

それでは説明させていただきます。

こちらの事業では都内の動物病院における感染症の診断状況を集約しまして、動物由来感染症の人への感染を防止するための必要な措置を講じるということを目的として調査を行っております。

事業としては大きく二つございまして、モニタリング調査とサンプリング調査を実施しております。

モニタリング調査では指定動物病院の20病院におきまして、調査対象とする表の、こちらの動物由来感染症と診断した頭数を集計しております。

続きまして、サンプリング調査ですけれども、こちらが二つございまして、まずは指定動物病院のうちの6病院において飼い主さんから了承を得られた犬猫の糞便、各84検体、計168検体につきまして、腸管出血性大腸菌と薬剤耐性大腸菌についての検査を実施しております。

こちらの調査方法ですけれども、動物病院から検査機関のほうに糞便を送付しております、検査を実施しています。

検査機関のほうで大腸菌が検出された場合には、健康安全研究センターに菌株を送付して検査を実施しています。

それからもう一つ、犬猫の口腔スワブ6検体について、SFTSの検査を実施しています。

調査方法としましては、動物病院から健康安全研究センターのほうに口腔スワブを送付して検査を実施しています。

次に調査結果になります。モニタリング調査結果につきましては、令和4年の4月から11月までの中間報告となっております。犬では54,050頭、猫は27,734頭について診断をしております。

次のページが診断状況となっております。犬の診断状況ですけれども、1番下の表の

下のところに総計というところで書いてございますが、皮膚糸状菌症が10件、それからコリネバクテリウム症が1件というふうになっております。疥癬、回虫症、犬ブルセラ症は0件です。

参考に表の1番下に令和3年度の状況を記載しておりますが、大きな目立った差はないのかなと思っております。

続きまして、猫のほうです。猫の診断状況としましては、皮膚糸状菌症が17件、疥癬が3件、回虫症が19件となっております。こちらも参考に昨年度の数字を1番下のところに載せております。こちらがモニタリング調査の結果でございます。

続きまして、サンプリング調査の結果です。こちらサンプリング調査のほうは10月までの中間報告となっております。

まず、検体としまして、犬59頭、猫47頭、合計106検体について調査を実施しております。内訳としまして、区部と多摩地域は記載のとおりとなっております。

こちらのうち、犬59頭のうち51頭につきまして、大腸菌が検出されております。

それから猫につきましては、47頭のうち37頭について大腸菌が検出されております。

大腸菌が検出された菌株を健康安全研究センターに送付して、腸管出血性大腸菌のベロ毒素の遺伝子と薬剤感受性試験を実施しております。

ここでちょっと資料の文言の追加をお願いしたいんですけども、こちらちょっと資料で黄色くしているんですけども、犬について調査した大腸菌53株のところで大腸菌51頭、53株という形で、51頭と追加していただきますようお願いいたします。

1個体から複数の菌株を検査に回したという個体がありましたので、上の51頭、下の菌株の53というところで、ちょっと数字のずれが分かりにくくなってしまったので、51頭、53株という形の記載にさせていただきたいと思っております。

同様に、猫につきましても大腸菌38株のところを、大腸菌37頭、38株というふうに追加していただければと思います。申し訳ございません。ちょっと分かりにくくなってしまってるんですけども、申し訳ありません。

結果のほうですけども、犬猫いずれの検体からもベロ毒素遺伝子は検出されませんでした。

それから薬剤耐性大腸菌につきましては、犬では16株、猫では18株から薬剤耐性菌が検出されています。

薬剤耐性菌の結果につきましては、次のページのこちらの表のとおりとなっております。

続きまして、SFTSのサンプリング調査の結果でございますが、令和4年度は犬4検体、猫2検体について検査をしておりまして、いずれも陰性となっております。

動物病院のモニタリング事業の結果は以上となっております。

○貞升座長 ありがとうございます。令和4年度の動物由来感染症のモニタリング事業と

ということで、動物病院にいろいろな調査をさせていただいてのモニタリング調査、実際にサンプリングをしたのがサンプリング調査ということでございます。

モニタリング調査では、犬に関しましては5万ぐらいですね。猫に関しては2万7000ということで、例年どおりの病原体が出てるということです。サンプリング調査に関しましては犬については51頭、猫については37頭ですが、犬猫は出なかったということですね。

ただ、薬剤感受性を見ると微妙に耐性のものが少しありましたよということですよ。

あと、サンプリング調査としてSFTSを6頭検査して、全で一応、陰性でしたということの内容でございます。ご質問、コメント等ございますでしょうか。よろしく願います。いかがですか。どうぞ、村上先生。

○村上委員 表5の犬の薬剤感受性見ていて、ちょうど前回の資料と比べて少し見ていたんですけど、セフトタキシム（CTX）のレジスタンス（判定：R）が少し割合が上がってるのかなって思ったのと、今回アミカシン（AMK）でインターメディエット（判定：I）とか出てるといところが少し気になったので、コメントでした。

○貞升座長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。そしたらまた後ほどでも構いませんので、取りあえず次の報告に移りたいと思います。

動物愛護相談センター城南島出張所長の藤澤さん、よろしくお願いします。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 では、資料3をご覧ください。資料3、令和4年度動物愛護相談センターにおける動物由来感染症調査結果をご説明いたします。

1番、犬と猫の寄生虫調査について。こちらは継続的に調査を行っているものです。現在までに犬8頭（延べ検体数8）、猫33頭（延べ検体数62）の直接法、浮遊法による糞便検査と、犬8頭、猫8頭の解剖検査による虫体確認を行いました。なお、動物愛護相談センターで虫卵及び虫体の同定が困難な場合は、健康安全研究センター微生物部病原細菌研究科寄生虫研究室に同定の協力をお願いしております。

結果です。糞便検査の結果ですが、犬8頭中、1頭から鞭虫卵が検出されました。

猫は33頭中、11頭から寄生虫卵が検出されております。内訳としましては、回虫が6頭、イソスポラ属が8頭、瓜実条虫が1頭、マンソン裂頭条虫が1頭、糞線虫が1頭でした。

猫については、5頭で寄生虫の重複感染を認めました。内訳は、猫回虫及びイソスポラ属の感染が3頭、イソスポラ属、マンソン裂頭条虫及び糞線虫の感染が1頭、猫回虫及び瓜実条虫の感染が1頭でした。

続きまして、解剖検査による虫体確認の結果です。

犬8頭中、3頭で虫体を認めております。内訳は、犬糸状虫が2頭、瓜実条虫が1頭でした。

猫8頭からは、虫体は確認されませんでした。

次に2、狂犬病ウイルス検査のための安全で簡便な検体採取方法の検討についてです。

センターでは、狂犬病対策として脳摘出、検体採取の訓練や研修を行っております。今年度は犬8頭、猫8頭を用いて狂犬病の検体採取を行いました。検体採取につきましては、DVD教材、「狂犬病検査に必要な解剖方法（安全で簡便な脳の取り出し方の一例）Ver 2」を参考にして行いました。

こちらによって技術の習得と向上は図ることはできたのですが、新たな方法の検討には至らないという結果となりました。

以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。動物愛護相談センターにおける動物由来感染症調査結果ということで、糞便検査、虫卵、それから解剖の検査で虫体を確認しているという内容です。

そのほか、狂犬病ウイルス検査のための検体採取法の検討です。

以上のことに関しまして、ご質問、コメント等ございますでしょうか。いかがですか。よろしいですか。それでは、また後ほどでも構いませんので、一旦次のご報告に移りたいと思います。よろしく申し上げます。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 続きまして、令和4年度狂犬病調査結果についてご説明いたします。資料4をご覧ください。

こちらは厚労省からの通知に基づきまして、都内の犬や野生動物を対象として検査を実施しております。

まず、下の表ですが、A群からC群の表になりますが、A群の犬では狂犬病の届出があつて検査対象とする犬ですとか、センターに咬傷犬として収容されて、検診期間内に死亡した犬、緊急性の高いというものになっております。

野生動物につきましては、咬傷事故を起こした後で捕獲されて致死処分となった野生動物などが対象となっております。

A群に該当する場合には、緊急に対応することになります。

それからB群ですけれども、犬の場合は、センターで収容されて何らかの異常で譲渡不適として致死処分された個体ですとか、野生動物であれば、衰弱した状態で保護されて致死処分となったものが該当しております。

C群につきましては、センターに収容された後に、行動に異常はなかったんですけども譲渡不適として致死処分されたものですとか、野生動物につきましては、有害鳥獣として捕獲され、致死処分されたものが対象となっております。

今年度につきましては、犬につきましては、B群1頭、C群が4頭の計5頭、野生動物につきましては、いずれもB群のタヌキ2頭、アライグマ1頭について検査を実施しております。

調査の実施機関ですけれども、犬については、脳からの検体採取は動物愛護相談センターで行いまして、健康安全研究センターのほうで遺伝子検査を実施しております。

野生動物につきましては、検体採取から遺伝子検査、抗原検査を健康安全研究センタ

一と、当課と、あとは動物愛護相談センターの3者で実施しております。

野生動物の検体の提供につきましては、環境局からの提供となっております。

それから調査結果につきましては、下の野生動物につきましては、検査が終了しまして、いずれも陰性となっております。

犬につきましては、現在、検査中というところなんですけれども、まさに本日検体を搬入しまして、これから検査を実施するといった状況でございます。

狂犬病調査の結果につきましては以上です。

○貞升座長 ありがとうございます。犬に関しましては5頭、野生動物に関しましては3頭の狂犬病の検査というところでございます。何かご質問、コメント等ございますでしょうか。

今年度としては、タヌキ2頭にアライグマ1頭ということで、特にその検体の採取に関しては指定をしているわけではないとのことです。いかがでしょうか。よろしいですか。では、また後ほどでも構いませんので、また思い出して質問とかございましたら、よろしくをお願いします。

ここまでで令和4年度の調査結果についてご質問等、コメント等何かございますでしょうか。先ほどご質問、忘れたこと、事項とか、もし何かありましたらよろしくお願ひします。よろしいですか。

1点ちょっと質問したいんですけども、私がしちゃっていいのでしょうか。皮膚、被毛からアスペルギルス・フラバスが出てると思うんですけど、あの辺というのは調査結果でなかなか見ないんですけど、すみません、高藤先生、ご質問したいんですけどよろしいでしょうか。アスペルギルス・フラバスが出たというところで、どういったことが考えられるのかなって、ちょっとなかなか、こちらとしてはそういった状況含めてないんですけど、獣医学領域でこの真菌に関して何かこう、ターゲットとしてあるのかなのかとか含めてお聞きしてもよろしいでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 資料1-1、販売業の最後4ページ目になります。

○高藤委員 このアスペルギルスというのは、自然界にたくさんいるアスペルギルスがたまたま取れちゃったのか、ちょっと僕もそこが今、ちょっとどこの場所か分かんないんですけどけれども、あまりアスペルギルスを治療しようとかそういうふうに考えたことはないんですけど、たまたまこれは、ごめんなさい、僕が今どの場所か見つかってなくてあれなんですけど。

○貞升座長 すみません、突然言ってしまうまして。ちょうど表6の下に書いてあるやつなんですけど、あまり我々の部署でも食品からのターゲットではよく見るんですけど、あまり動物の被毛から出たことがないので、どう考えればいかなってちょっと、少し議論した経緯がありますので、ぜひ先生のご意見いただきたいなと思いましたので、すみません。

○高藤委員 的確な答えかどうかは分からないですけども、何かコンタミみたいな、こ

れ11検体から出たということですよ。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 はい。

○高藤委員 何か特別その病原体があるというよりも、たまたま拾ってしまったんじゃないのかなというふうに今思うんですけども。

○貞升座長 ありがとうございます。我々も多分、そう思ってて、何かの拍子に付いてきたのかなという形で思ってます。ほかの病原体がこの施設から出てるわけではないので、たまたまかなってちょっと思ってたんですけど、先生からのご意見、とても参考になります。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。令和4年度の調査結果について、ご質問、コメント等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。今岡先生、どうぞ。

○今岡委員 動物病院の動物由来感染症モニタリング資料のところで、犬の診断状況で、コリネバクテリウムが出ているのですが、昨年度の調査報告の際はウルセランスではなかったという注意書きが記載されていますが、今年度はどうなんでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 今年度につきましては、病院からのこのモニタリングにつきましては、病院の診断の申告というところで、確定検査を健康安全研究センターで行っているわけではないので、まだ、病院から計上されていたというところで、その後については確認はしておりません。

○今岡委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○貞升座長 どうぞ、高藤先生。

○高藤委員 今のコリネバクテリウムに関してもそうだと思うんですけど、これ多分、僕もこの調査って協力させてもらってるんですけども、たまたまというか、なかなか鼻水の症状が治らないからやってみたら、たまたま出たというような流れ、それをこう狙ってやってるわけじゃないので、恐らく、これ猫だったか犬だったかあれなんですけど、何かこう風邪の症状なんかがあって、一般的には対処療法をしちゃうんですけども、治りが悪いので培養してみたら出たということなのかなと思うんですよ。なので、その検査センターのあれで、下のウルセランスかどうかまではやってないということなのか、報告をそこまでしてないのかということなのかなと思います。

○貞升座長 コメントありがとうございます。何年か前にコリネバクテリウムは全てウルセランスのあれかどうかっていった調査もしたんですけど、なかなか引っかかってこないということがございまして、今年取れたということに関しても菌株の収集ができるかどうかというコメントをさせていただいたんですけど、なかなかそれも難しいってことで、また次そういうことがあったときは、またちょっといろいろとまたご相談させていただきながら進めていただければいいかなと思います。

○貞升座長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。取りあえず4年度の報告に関してはここまでにさせていただいて、また後ほど何か思い出がありましたらよろしくお願ひします。

それでは議題2に移りたいと思います。令和5年度動物由来感染症調査計画において、1から4までの事項を事務局からご説明をよろしくお願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 それでは令和5年度の、まず動物取扱業における動物由来感染症調査計画についてご説明いたします。資料5をご覧ください。

ここからは5年度の実施内容となりますが、まずは動物取扱業について販売業と展示業における計画をご説明いたします。

1枚進んでいただいて、別紙1をご覧ください。

こちらが販売業、ペットショップにおける計画となっております。内容としましては、令和4年度と同様の内容としております。販売業者10～15施設につきまして、犬猫の糞便と被毛を対象と、検体とする予定でございます。

検査項目、検査方法につきましても表のとおりという形でなっております。

業務分担につきましても今年度と同様で、検体は動物愛護相談センターで検体搬入を行って、健康安全研究センターのほうで検査を実施する予定です。

それから、陽性の検体検出時の対応につきましても、結果を元に業者に対しての指導を行ってまいります。

続きまして、展示業における計画に進みたいと思います。別紙2のほうをご覧ください。

こちら令和4年度と同様の内容となっておりますが、ふれあい展示を行っている動物園1施設について調査を実施する予定となっております。

対象動物ですが、今年度もヤギ、ヒツジで腸管出血性大腸菌が検出されましたが、検出率の高い動物を対象とする予定でございます。

結果に基づいて必要な指導を行っていくという形で考えております。

展示業については以上になります。

続けて動物病院のモニタリング事業についてご説明いたします。資料6をご覧ください。

こちらにつきましては、モニタリング調査と先ほどのサンプリング調査につきまして、モニタリング調査につきましては、令和4年度と同様で、対象とする病原体につきましては変えてはおりません。

次にサンプリング調査のほうなんですけど、令和5年度は大腸菌とSFTSという検査項目は同じなんですけれども、検体数を変更してございます。

SFTSですが、これまでの6検体から1病院辺り3検体、計18検体に増やして検査を予定しております。この検討会でも委員の皆様からも検体数についてご意見をいただいておりますところで、ご意見を踏まえて検体数を増やすという形で対応を考えております。期間としましては、SFTSにつきましては、令和5年の9月から11月まで、各病院で一月に1検体ずつという形で実施していきます。

それからSFTSの検体を少し増やした関係で、大腸菌の検体数が若干減りまして、

犬猫の糞便、各78検体、合計156検体について実施予定とさせていただいております。

モニタリングにつきましては以上で、次に動物愛護相談センターの動物由来感染症調査事業計画について、城南島出張所長の藤澤からご説明をさせていただきます。

○動物愛護相談センター城南島出張所長 資料7をご覧ください。令和5年度動物愛護相談センターにおける動物由来感染症調査計画（案）です。目的は都内における動物由来感染症の動態を把握するため実態調査等を行いまして、その結果を都民や動物取扱業者に還元することで動物由来感染症の発生防止を図り、都民の安全確保及び飼い主・動物取扱業の適正な動物飼養管理等の一層の充実に資するというものです。

調査項目としましては、（1）犬及び猫の寄生虫調査ですが、こちらを継続して行います。

調査規模としましては、犬5頭、猫50頭を予定しております。

検査方法につきましては、糞便検査と解剖検査による心臓内及び消化管内の寄生虫の調査、こちらを城南島出張所で行う予定です。

次に（2）犬及び猫のSFTSウイルス遺伝子モニタリング調査を再開します。都内におけるSFTSの感染リスクの把握を目的として、センターは平成30年度から令和2年度まで犬猫の血清及び唾液を用いたウイルス遺伝子検査を行ってまいりました。しかし、陽性の個体は認められておりません。令和5年度は収容された犬及び猫の口腔拭い液を用いて、リアルタイムPCR法によるSFTSウイルス遺伝子検査を行う予定です。

検体及び調査規模としましては、犬及び猫の口腔拭い液、犬5頭、猫50頭程度を予定しております。負傷動物を主に対象にしようと考えております。

検査方法につきましては、リアルタイムPCR法によるウイルス遺伝子の検出を健康安全研究センター微生物部ウイルス研究科にご協力いただいで行う予定です。

調査結果につきましては、城南島出張所でまとめて、動物愛護相談センターの調査研究発表会で報告を行います。また、動物由来感染症検討会にも報告させていただき、内容を精査した後、都民、動物取扱業者を対象とした普及啓発の材料として活用させていただく予定です。

以上になります。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 続けてもう一つ、令和5年度の狂犬病の調査事業計画（案）についてご説明いたします。資料の8をご覧ください。こちらは今年度と同じ内容で予定しております。

調査規模としましては、犬については、A群に該当する場合は随時検査を予定しております。B群、C群につきましては5頭程度を予定しております。

野生動物につきましても、令和4年度から3検体に増やして対応しておりますが、令和5年度も環境局で検体を確保できたらというところではございますが、3頭を予定しております。

以上となります。

○貞升座長 では来年度5年度の計画について、増えるのはサンプリングのところの18検体というところと、動物愛護相談センターにおけるSFTSの負傷動物を中心とした犬5頭、50頭のSFTSの検査になると思います。

それ以外は今年度と同じ内容ということでございますが、ご質問、コメント等ございますでしょうか。

これ、販売業とかその辺は場所は変わるのでしょうか。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 販売業と展示業につきましては、令和4年度とはまた恐らく違う施設を対象としてやる予定でございます。

○貞升座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。ご質問、コメント等ございますでしょうか。村上先生どうぞ。

○村上委員 教えていただきたいんですが、今回、鳥インフルエンザの対応で保健所のほうで鳥インフルの鳥が出た場合にも感染症法で発生届が出るということは経験している保健所があると思うんですけど、狂犬病の場合、感染症法上の特に決まりはないので、今この計画のところ陽性時の対応ということで書いてもらってるんですけども、実際にそういった発生があったときに、感染症法上ではないけど地元の保健所がその狂犬病のことは知るといえることはあり得るのでしょうか。お願いします。

○貞升座長 事務局、よろしくお願いします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 保健所が狂犬病の疑いというか陽性があったときに連絡があるかどうかということによろしいですか。

○村上委員 はい、都民の方からの、やっぱり、動物からうつるんですかの問合せが非常に多いので、狂犬病が出たときに、どれぐらいに実際出てるのかの事情が分からないんですけども、保健所が、地元が知って特にあるのかなというのがちょっと、ずっと疑問でした。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 我々から、東京都のほうから保健所のほうには、もし狂犬病の発生があれば連絡をするという形にはなりますので、情報は行くというところですよ。

○村上委員 分かりました。ありがとうございます。

○貞升座長 まずは多分、動相のところの管轄の保健所に報告があって、その保健所経由でまた全部流れるかなという感じはしてるんですけども、多分そんな形ですかね。

○村上委員 ありがとうございます。

○貞升座長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。一応、5年度の計画に関してはこれまでにさせていただいて、それ以外の事務局からの報告事項ということで。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 参考という形になるんですけども、今年度の動物由来感染症の発生事例につきましてご報告、簡単にご紹介させていただきます。参考資料として皆さんにお配りしているものになります。

まず、サル痘についてです。皆さんご承知のことをございますけれども、令和4年の5月以降、世界的にサル痘患者が発生しておりまして、令和4年の7月には都内においても初めてサル痘患者が発生をいたしました。

令和5年の2月14日時点で、全国で20例という発生が報告されておりますが、ちょうど先週都内でもまた発生をしているところで、皆さんにお配りしたのは先週の2月21日の報道発表の資料という形になってございます。

サル痘につきましては、げっ歯類がウイルスを保有しているというふうに言われておりまして、動物由来感染症ということでご紹介をさせていただきました。

海外では犬の発症事例ということが報告されていることがあるようですが、国内においてはこれまで人以外での事例は報告は今のところされておられません。

なお、令和5年の2月17日に開催された厚労省の会議のほうで、サル痘の名称変更について議論がされておりまして、エムボックスに変更する方向で進んでいくというような報道が一部でされております。サル痘につきましては簡単ですが以上です。

続きまして、高病原性鳥インフルエンザにつきましてご紹介いたします。こちらも皆様既にニュース等でご覧になってるかと思いますが、令和5年の2月14日、多摩動物公園で飼育しているツクシガモで簡易検査陽性となりまして、2月17日に高病原性鳥インフルエンザが確定をいたしました。現在、多摩動物公園は休園して消毒作業など実施しているところです。

これまで都内では野鳥での発生というのはあったんですけども、飼っている飼養鳥での発生というのは初めての事例となっております。

お付けした資料としては、2月17日の発生というのをお付けしているんですけども、2月23日の祝日、木曜日ですね、また多摩動物公園のほうで新たにソデグロヅルが1羽死亡して簡易検査陽性という形で、こちらも資料を出してないんですけど、報道発表をしております。現在、国立環境研究所で確定検査の結果待ちという形になっていきます。

高病原性鳥インフルエンザの発生を受けまして、東京都の各局の対応としましては、もう1枚お付けした各局の対応という形の資料のとおり動いているところです。

野鳥につきましては、国の環境省が発生地点から10キロ圏内を野鳥監視重点区域に設定しておりまして、環境局のほうで監視を行っております。

また、家きんにつきましては産業労働局家畜保健衛生所のほうで周囲の養鶏農家の異常の有無を確認したり、消毒を指導という形で動いております。

それから、動物公園での消毒や対応につきましては、建設局が対応しているところです。

それで、今回、野鳥でも家きんでもなくて、多摩動物公園で飼育している家きん以外の飼養鳥での発生ということになりましたので、こういう報道発表とか、あと国の環境省との連絡調整などを主として対応しているのが動物愛護部局である我々当課が中心と

なって対応しております。

動物愛護部局のほうでは、都内の鳥類を取り扱う動物取扱業者に対して注意喚起の文書を通じたり、区市町村や東京都獣医師会のほうにも情報提供をしているところです。引き続き更なる発生防止や速やかな発生時対応に努めてまいりたいと思っております。

簡単ですが、以上で今年度の動物由来感染症の事例報告を終わらせていただきます。

- 貞升座長 ありがとうございます。サル痘と高病原性鳥インフルエンザのお話でした。それぞれに関しましては東京都における人での患者数は結構、一番多いという状況ですし、鳥インフルエンザのほうはH5亜型ということのようでございます。何かこれ、もしくはそれ以外のことに关しまして、情報共有を含めまして何かございますでしょうか。いかがでしょうか。

この件以外でも、今までの全部の振り返りでも構わないんですけど、何かありますでしょうか。どうぞ、高藤先生。

- 高藤委員 すみません、今の鳥インフルエンザの発生を受けた都の対応の一番最後のその他のところなんですけれども、検査実施状況について関係機関等というところ、東京都獣医師会というのが入ってなかったのも、もし東京都獣医師会のほうにも。

- 環境保健衛生課動物愛護推進担当 東京都獣医師会は、一番、今後の対応の最初に、1飼養鳥に関するところというところがございます、検査の実施を受け、そちらで獣医師会さんにはやらせていただいているという形でございます。

- 高藤委員 はい、承知いたしました。すみません。

- 貞升座長 ほかにいかがでしょうか。この件、それ以外の件でも構いませんが、いかがでしょうか。全体を通してでも構いませんが、よろしいですか。いかがでしたか。

それでは議題は以上になりました。以上です。

本日は委員の方々から様々なご意見、ご要望をいただきました。ありがとうございます。

事務局は本日の意見を参考にして、今後の動物由来感染症調査事業を進めていただければと思います。

それでは、本日の検討をこれにて終了させていただき、進行を事務局にお返しします。ちょっと待ってください。今岡先生、いかがですか、どうぞ。

- 今岡委員 事務局に返ってからでもよかったんですけども、私、今年度いっぱい定年退職ということで、これまで東京都の委員をさせていただいてきたんですが、今回をもって終了となります。どうもいろいろお世話になりました。ありがとうございました。

- 貞升座長 ありがとうございます。最後、この感染症調査事業でこういうことを今後やってほしいみたいな、最後のなんかお願いみたいなのがありましたら、引き続きよろしくお願ひします。

- 今岡委員 いえいえ、SFTSについては少し検体数も増えて、長野や千葉でも出ているので、東京もそろそろかなという気もします。いろいろ糞便のほうの調査も耐性菌も

これからますます問題になると思いますし、非常に皆様頑張られているので、期待して見させていただきます。どうもありがとうございました。

○貞升座長 ありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しします。

○環境保健衛生課動物愛護推進担当 本日は皆様、貴重なご意見いただきまして、誠にありがとうございました。

来年度、第1回の検討会ですけれども、本年度の調査結果についてまとめたものなどをご報告させていただきたいと思っております。来年度の検討会の日程につきましては、6月から7月頃を予定をしております。

それでは、引き続きよろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

(午後15時18分 閉会)